船橋市ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正処理に係る行政処分の実施要綱

第1条 この要綱は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法 (平成13年6月22日法律第65号。以下、法)に基づき、船橋市長が行う高濃度のポ リ塩化ビフェニル(以下、PCB)廃棄物の処理に係る不利益処分等(以下、行政処分) の実施のために必要な事項を、法及び関係法令の規定並びに環境省環境再生・資源循環 局廃棄物規制課長・ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室長通知(令和3年3月29日 環循規発第21032921号・環循施発第2103291号)の内容に基づき定めるものである。

(定義)

(主旨)

- 第2条 この要綱における用語の定義は、法に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。
- (1) 所有者 法第2条第5項で規定する保管事業者及び同条第6項で規定する所有事 業者で法第18条第3項又は第20条第2項の適用を受ける者
- (2) 処理施設 中間貯蔵・環境安全事業株式会社の拠点的広域処理施設

(行政処分の種類等)

- 第3条 この要綱における行政処分の種類及び意義は、次の各号に定めるところによる。
- (1) 改善命令 法第12条に規定され、高濃度PCB廃棄物の所有者に対し、期限を 定めて当該高濃度PCB廃棄物の処分その他必要な措置を講ずべきことを命令す ること。
- (2) 代執行 前号の場合において、高濃度PCB廃棄物の確実かつ適正な処理上の支 障が生ずるおそれがあり、かつ、法第13条第1項各号のいずれかの規定に該当 すると認められるときは、船橋市長が自らその処分等措置の全部又は一部を講ず

ること。

(行政処分の基準)

第4条 改善命令及び代執行を実施する基準は、別表のとおりとする。

(改善命令)

- 第5条 法第24条第1項に規定する報告徴収及び法第25条第1項に規定する立入検査 等により、所有者が別表の要件1又は2に該当する場合は、法施行規則(平成13年環 境省令 第23号)第18条各号に規定する事項を記載した改善命令書を発出し、改善 命令を実施する。
- 2 前項に掲げる改善命令に係る処分等措置の履行状況については、履行期限までに講じられているか継続的に確認を行うものとする。
- 3 改善命令に係る処分等措置が講じられていないと認める場合には、改善命令違反として、捜査機関と協議の上、厳正に対処する。

(弁明の機会の付与)

- 第6条 前条第1項の改善命令を実施する際は、同項の命令書を交付する前に、行政手続法(平成5年法律第88号)第13条第1項第2号の規定に基づき、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、弁明の機会を付与する。
- 2 前項の規定は、同法第13条第2項第1号の規定により、公益上緊急に改善命令を行 う必要があり、弁明の機会の付与に係る手続を執ることができないときは適用しない。

(代執行)

第7条 第5条第1項に規定する改善命令の対象となり得る事実を確認した場合におい

- て、高濃度 P C B 廃棄物の確実かつ適正な処理上の支障が生ずるおそれがあり、別表の要件 3、4 又は5 のいずれかに該当する場合は、代執行を実施する。
- 2 別表の要件4の場合は、相当の期限を定めて処分その他必要な措置を講ずべき旨及び その期限までに措置を講じないときは船橋市長が当該措置を講じ、当該措置に要した費 用を徴収することがある旨を、予め公告する。
- 3 代執行に要した費用については、行政代執行法(昭和23年法律第43号)第5条 (費用納付命令)及び第6条(強制徴収)の規定を準用して当該所有者に求償する。

(行政処分の公表)

第8条 改善命令又は代執行を実施した際は、速やかにその事実を公表する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、船橋市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表 (行政処分の基準) 第4条関係

要件	処分の内容
1 法第10条第1項の規定に違反し、自ら処分し、又は処分を処理施設に委託しなかったとき。	北羊人人
2 法第10条第3項の規定に違反し、自ら処分又は処理施設に委託する見込み がないとき。	改善命令
3 法第13条第1項第1号の改善命令に係る期限までに、改善命令に係る処分 等措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないと き。	
4 法第13条第1項第2号の処分等措置を命ずべき者を確知することができないとき。	代執行
5 法第13条第1項第3号の緊急に処分等措置を講ずる必要がある場合において、講ずべきことを命ずるいとまがないとき。	